

津市職員の庁内公募の実施に関する要綱

平成20年2月19日訓第4号

改正 平成20年4月30日訓第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の資質の向上を図り、職員の潜在する能力を最大限に引き出し、並びに職員のやる気及び向上心を高めるため、本市の一般職に属する職員の配置に係る庁内公募（以下「公募」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の実施)

第2条 公募は、市長が事務事業の執行上、公募により配置することが適当であると認める職について実施する。

(公募手続)

第3条 市長は、公募の実施に当たり、公募しようとする職（以下「公募職」という。）を定めるものとする。

2 公募は、次に掲げる事項を明示して行う。

- (1) 職名及び募集人員
- (2) 応募資格
- (3) 主な職務内容
- (4) 求める人材像
- (5) その他必要と認められる事項

(応募方法)

第4条 応募しようとする職員（以下「応募職員」という。）は、庁内公募申込書（別記様式）及び800字程度の小論文を市長に提出するものとする。

2 前項の小論文の課題は、実施する公募ごとに定める。

(選考方法等)

第5条 市長は、庁内公募申込書を基に、候補者名簿を作成するものとする。

2 選考は、候補者名簿及び小論文に基づき、別表の左欄に掲げる公募職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職員による面接の方法により行うものとする。

3 面接は、前項の職員の過半数が出席しなければ、行うことができない。

(事務)

第6条 選考に係る事務は、総務部人事課において処理する。

(結果通知)

第7条 市長は、面接の結果を応募職員及び公募職に係る部等の事務を所管する部長（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号及び同条第5項第1号に規定する職員並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号。以下「規程」という。）第4条第1項第1号に規定する職員をいう。）（以下「所管部長」という。）に通知するものとする。ただし、公募職が当該所管部長である場合は、この限りでない。

(公募情報の取扱い)

第8条 公募の実施に係る職員は、当該公募に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、公募を実施したときは、当該公募の実施状況を庁内に公表するものとする。

(所属長の責務)

第10条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）第2条第2号に規定する所属長は、公募があったときは、所属職員に周知を図るものとする。

(任命権者間の協議)

第11条 他の任命権者から公募の提案があったときは、任命権者間で協議を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年2月20日から施行する。

附 則（平成20年4月30日訓第37号）

この訓は、平成20年4月30日から施行する。

別表（第5条関係）

公募職	面接を行う職員
部長級	総務部人事課の事務を所掌する副市長（以下「人事課所掌副市長」という。）、公募職に係る部等の事務を所掌する副市長（以下「公募職所掌副市長」という。）、総務部長（公募職が総務部長である場合を除く。）
部次長級	人事課所掌副市長、公募職所掌副市長、総務部長、所管部長
課長級	総務部次長、公募職に係る課等の属する部等の事務を所管する部次長（規則第4条第1項第2号及び同条第5項第2号に規定する職員並びに工事事務所長並びに規程第4条第1項第2号及び同条第3項に規定する職員をいう。）（以下「所管部次長」という。）
担当主幹級以下	人事課長、公募職に係る課等の事務を所管する課長（規則第4条第1項第3号及び同条第6項第1号に規定する職員並びに同条第2項に規定する担当副参事並びに規程第4条第1項第3号及び同条第4項第1号に規定する職員並びに規則第4条第3項に規定する室長並びに規程第4条第2項に規定する室長をいう。）

